

令和6年度（2024年度）熊本県官民協働海外留学支援事業
～「熊本と世界をつなぐ」グローバル人材育成～
募集要項

熊本県及び熊本県の経済界、地方公共団体、高等教育機関等で構成する熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会（以下「本協議会」という。）では、「令和6年度（2024年度）熊本県官民協働海外留学支援事業～『熊本と世界をつなぐ』グローバル人材育成～」の派遣留学生となる学生を募集します。

【事業の趣旨】

本格的な人口減少の到来や急速な少子高齢化の進展により、労働力人口の減少や生産・消費の規模縮小など、熊本県内経済に及ぼす影響が懸念されています。一方、国境を超えた経済活動の活発化や高度情報化社会の進展により、世界中の多くの人・物・情報が行き来する、社会経済のグローバル化・高度化も急速に進んでいます。

さらに、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大は、社会の仕組みなどを急激に変化させました。

そのような情勢の中、熊本県においても、世界を相手に自らの魅力を発信し、国際的に通用する競争力をさらに向上させるとともに、東アジアの中央に位置する地理的優位性を生かし、世界の成長センターとしてグローバル経済をけん引するアジア諸国との関係を深めるなど、アジアをはじめとする世界の活力を熊本県に呼び込み、地域の活性化につなげていくことが求められています。

このような中、本事業により、海外での「実践活動（※）」を焦点にした留学を支援するとともに、熊本県内においてインターンシップの機会を提供することで、国際的な視野を持って世界を相手に自らの力を発揮することができる、熊本県と世界との架け橋となる人材を育成することを目的としています。

（※）実践活動とは、座学や知識の蓄積型ではなく「実社会との接点」から多様な学びを得ることができる学修活動（インターンシップ、フィールドワーク、ボランティア、プロジェクトベースドラーニングに限らず、上記の趣旨に沿う多様な学修活動）のことをいいます。

1. 事業の概要

本事業は、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、専修学校（専門課程）に在籍する日本人学生等が自ら企画・立案する、実践活動を焦点とした海外留学と熊本県内企業での事前・事後インターンシップを組み合わせた留学プログラムに対し、必要な経費の一部を奨学金等として支給するとともに、留学経験の質を高めるために、留学の事前・事後に研修を行います。

本事業においては、将来の熊本県の発展に貢献することを希望する学生であって、人物に優れ、経済的支援等が必要である学生について支援します。

また、学生の海外留学を促進するという観点から、支援を受けた学生が留学の前後を通じて留学の意義や成果を積極的に発信等することで、海外留学の機運を高めることも目的としています。

2. 求める人材像

本事業では次のような人材を支援します。

- (1) 日本人学生等であって、熊本の発展を担う将来のグローバルリーダーとして、留学を通じて以下に掲げるような素養を身につけようという意欲を有する人材
 - ・ 世界の人々との交流を通じた経験から学ぼうとする意欲
 - ・ 社会のために貢献したいという高い志
 - ・ 自らの志を具体化するための思考力と行動力
 - ・ 失敗から試行錯誤しながらも挑戦し続ける強い精神力
 - ・ 様々なことに好奇心、探究心を有し、未知の領域に対しても果敢に挑戦する姿勢
 - ・ 集団活動においてイニシアチブをとり、周囲を巻き込む能力
- (2) グローバル企業や国際機関等における活動を始め、世界で活躍したいという意欲、熊本から世界に貢献したいという意欲を有する人材
- (3) 本事業における諸活動（留学先において熊本や日本の良さを発信する“アンバサダー活動”、帰国後に熊本等において留学の意義や成果を積極的に発信し留学機運醸成に寄与する“エヴァンジェリスト活動”等）に主体的に参画する人材
- (4) 本事業における経験を生かし、在籍大学等を卒業後、熊本県の企業等に就職する等、将来の熊本県の発展に貢献することを希望する人材（グローバル人材）
- (5) 将来の熊本県とアジア諸国をはじめとする世界各国との架け橋となる意欲を有する人材

3. 定義

本要項において、「派遣留学生」とは、令和6年（2024年）4月1日時点で、日本の大学、大学院、短期大学、高等専門学校（第3年次以上で専攻科を含む）、専修学校（専門課程）（以下「大学等」という。）に在籍する学生で本事業により奨学金等の支援を受ける学生をいいます。

4. 支援の対象とするプログラム

(1) プログラムの内容

アジアをはじめとする世界の活力を熊本県に呼び込み、地域の活性化につなげることを目的とするもので、学生自らがテーマを設定し、企画・立案する実践活動を焦点とした海外留学計画（以下「留学計画」という。）と事前・事後インターンシップ（県内）を組み合わせたプログラムを支援します。

※ 応募にあたっては、海外での活動内容や時期等について、海外での活動拠点及び熊本県内でのインターンシップ企業と協議の上、計画してください。

※ 留学先における受入れ機関（以下「留学先機関」という。）が存在する必要があります。

※ 具体的なプログラムのテーマや内容を検討するにあたっては、トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム「地域人材コース」の本県採用の派遣留学生の活動が参考になります。

URL：<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/18/88748.html>

【プログラムの構成】

①事前研修（半日程度）

採用決定後に本プログラムの目的・趣旨・課題を理解し、課題の遂行に必要な事前知識の習得を図ることを目的に事前研修を実施します。

②事前・事後インターンシップ（合計6日間以上）

留学中の実践活動に必要な知識を習得し、設定課題を深化させるためにインターンシップを事前・事後もしくはどちらかに実施いただきます。

③壮行会（半日程度）

本協議会の構成団体や県内企業等に対して、留学計画の発表を行います。

④海外留学

「4. (2) 留学計画の要件」を満たす留学計画を立案し、実施いただきます。

⑤事後研修（半日程度）

派遣留学生が各自の留学の振り返りを行い、留学体験を発表・共有することにより、派遣留学生全員で気づきや学びを得ると共に、留学後の役割・期待について理解することを目的に事後研修を実施します。

⑥事後報告会（半日程度）

次年度に壮行会と併せて実施し、本協議会の構成団体や県内企業等に対して、留学をして得られた成果報告会を行います。

(2) 留学計画の要件

支援の対象とする留学計画は次に掲げる要件を全て満たすものとします。

①令和6年(2024年)8月1日(木)以降に諸外国において留学が開始される(渡航日ではなく、留学先でのプログラム開始日となります。)計画

※本協議会が実施する事前研修に参加することが、留学開始の要件となります。

②諸外国における留学期間が28日以上(3か月以上推奨)の計画

※留学期間とは、受入許可書等に基づく実際の活動の開始日から終了日までの期間のことであり、渡航及び帰国に係る期間は含まれません。

※留学期間終了日から1月を経過する日または採用年度の2月末日のうち、どちらか早い日までに帰国する必要があります。

③令和7年(2025年)2月15日(土)までに終了する計画(帰国日ではなく、留学プログラム終了日となります。)

④留学先機関がそれぞれの留学開始前までに確保できる計画

※留学先機関とは、現地の法人・団体等の機関であり、個人による受入れは不可です。

※留学先機関がなく、毎月の在籍確認を取れない計画は支援対象となりません。

⑤日本の在籍大学等が、教育上有益な学修活動と認める計画

⑥留学の目的に沿った実践活動が含まれている計画

※語学留学のみの計画は、支援の対象になりません。

⑦アンバサダー活動、エヴァンジェリスト活動が含まれている計画

※アンバサダー活動とは、留学先において熊本や日本の良さを発信する活動を指します。

例) 熊本の文化紹介、熊本の魅力を発信する、和食をホストファミリーにふるまう

※エヴァンジェリスト活動とは、帰国後に留学機運醸成に寄与すべく、留学の魅力や留学で得た体験を周りに伝える活動を指します。場所や手段等については各自が実施可能な方法で行ってください。

例) 活動報告会の開催やwebでの発信

⑧留学先機関の所在地が、外務省「海外安全ホームページ」の危機情報及び感染症危険情報の「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」以上に該当する地域ではない計画

※危険情報及び感染症危険情報については、留学先機関の所在地が応募時点で「レベル2」以上であっても、応募・選考に差し支えありませんが、留学計画開始時点及び留学計画開始後に、「レベル2」以上となった場合は、原則として、月額奨学金の支給対象外となります。

(3) 事前・事後インターンシップ（県内）の要件

①留学前後の6日間以上のインターンシップであること。（事前・事後両方行うことも、いずれか一方のみ行うことも可能。また連続でなくても可能）

②熊本県内に所在地を有する企業等でのインターンシップであること。

③インターンシップ計画と留学計画の目的が連動していること。

5. 派遣留学生の選考における審査の観点

本事業の審査は、熊本県の企業等に就職する等、将来の熊本県の発展に貢献するグローバルリーダーとして“産業界を中心に社会で求められる人材”、“国際的な視野を持って世界を相手に自らの力を発揮することができる、本県と世界との架け橋となる人材”を育成するという観点を審査の基本方針として行います。

(1) 求める人材

本要項の「2. 求める人材像」で示したような人材であること。

(2) プログラム

1) プログラムの目的、達成目標

①明確な目的、達成目標の設定

- ・審査の基本方針に応じた目的、達成目標が明確に設定されていること。

②達成目標の適切性

- ・プログラムの達成目標が適切に設定されていること。

2)プログラムの内容（計画の妥当性）

- ・プログラムの内容やスケジュールが、プログラムの目的や目標を達成するに当たって適切であること。（留学期間3か月以上推奨）
- ・留学先機関が、プログラムの目的や目標を達成するに当たって適切であること。

3)実践的な取組み（海外）

- ・実践活動（海外）の内容が、インターンシップ、ボランティア、フィールドワーク、プロジェクトベースドラーニングでの活動等、座学や知識の蓄積型ではない活動であること。
- ・実践活動（海外）の内容が、審査の基本方針に応じた内容であること。

4)事前・事後インターンシップ（県内）

- ・事前・事後インターンシップ（県内）の受入先、活動内容が、プログラムの目的や目標を達成するに当たって適切であること。

5)プログラムの発展性

- ・プログラムによる活動で得た成果を将来的に産業界を中心に活用できるようなビジョン、取組みであること。
- また、そのビジョンや取組みが審査の基本方針に応じたものであること。

6)プログラムの実現可能性

- ・プログラムの実現可能性が高い計画であること。

※留学先機関の受入許可証等や既に留学先機関と接触が始まっていることが分かるメール文等、留学計画及び事前・事後インターンシップ（県内）の実現性を高めることを証明できる文書の写しがある場合は提出してください。また面接審査において留学先機関及び県内インターンシップ受入先への接触状況を確認する場合があります。

※実現可能性を担保するものとして、以下の資格を有している場合は合格証書あるいはスコアレポートの写しを提出してください。

実用英語技能検定	1級、準1級
TOEIC Listening & Reading Test (IPテストを除く。)	スコア 730 点以上
TOEFL	スコア iBT72 点以上
IELTS	5.5 以上

- ・留学準備の内容やスケジュールが、留学計画を実現するに当たり適切であること。

6. 支援の内容

派遣留学生には、奨学金、留学準備金及び授業料（以下「奨学金等」という。）が支給されます。

(1) 奨学金等の内訳

別紙 1 - 1、別紙 1 - 2 を参照。

※奨学金等の支援額は、応募時の留学計画における第 1 希望の留学先に基づいて決定されます。

(2) 奨学金等の支給方法

派遣留学生への奨学金等の支給は、在籍大学等を通じて口座振込により行います。留学期間中は、奨学金受給のために、毎月、「月次在籍証明書」を在籍大学等に提出し、前月の活動状況と留学先機関での在籍の確認を報告する必要がありますので、在籍大学等との連絡を密にできるようにしてください。事務手続等についての詳細は別途案内します。

7. 支援予定人数

計画人数：計 6 名（予定）

※実際の支援人数は、応募・審査の状況等により変動します。

※日本学生支援機構の第二種奨学金（以下「機構第二種奨学金」という。）に掲げる家計基準を超える学生は支援予定人数の 1 割程度（1 名）を上限として支援します。

8. 派遣留学生の要件

本事業で支援する派遣留学生とは、日本国籍を有する学生又は応募時まで日本への永住が許可されている学生で、次の(1)～(11)に掲げる要件を全て満たす学生になります。

- (1) 本事業で実施する事前・事後研修及び壮行会・事後報告会等（留学機運醸成のための活動、支援企業等に対する留学計画や活動報告・成果等の情報の提供を含む。）に参加する学生
- (2) 日本の大学等において、卒業又は学位取得を目的とした課程に在籍する学生
- (3) 日本の在籍大学等が派遣を許可し、留学計画書に記載された留学先機関が受入れを許可する学生
- (4) 原則として、機構第二種奨学金に掲げる家計基準を満たす学生
※家計基準の判定は、令和 6 年（2024 年）4 月 1 日時点の学籍身分（見込）で行ってください。在籍大学等に家計の所得がわかる直近の必要書類（源泉徴収票、確定申告書等）を提出し、家計基準を満たすか超えるかを確認してください。
- (5) 留学に必要な査証を確実に取得し得る学生
- (6) 留学終了後、日本の在籍大学等で学業を継続又は学位を取得する学生
※採択された留学計画の期間中であっても、卒業等により日本の大学等に在籍しなくなった場合は、派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の返納を求めます

ので、在籍していた大学等を通じて速やかに連絡してください。

(7) 令和6年(2024年)4月1日現在の年齢が30歳以下である学生

(8) 他団体等が実施する海外留学のための給付型奨学金(例:官民協働海外留学支援制度～トビタテ!留学JAPAN新・日本代表プログラム～)を受給しない学生

※他団体等が実施する海外留学のための給付型奨学金と併願することは可能ですが、当該団体等から奨学金を受給することが決まり次第、速やかに本協議会に申し出てください。

※留学中のインターンシップ等により給与・報酬等を受給し、その平均月額が、本事業による奨学金の支給月額を超える場合、支援の対象外となります。

※日本学生支援機構が実施する海外留学支援制度(協定派遣)との併給はできません。

(9) トビタテ!留学JAPAN日本代表プログラム及び本事業において過去に派遣留学生として採用されていない学生

※過去に派遣留学生として採用された後、本人の責によらず渡航前に辞退した学生は、支援の対象となります。また、高校生コース及び地域人材コース高校生等枠の派遣留学生として採用された学生も支援の対象となります。

(10) 熊本県の大学等に在籍する学生、若しくは熊本県に本籍を有し又は熊本県の高等学校を卒業し、現在熊本県以外の大学等に在籍する学生

(11) 在籍大学等を卒業後、熊本県の企業等に就職する等、将来の熊本県の発展に貢献することを希望する学生

9. 派遣留学生を支援することができる在籍大学等の要件

派遣留学生を支援する在籍大学等は、次の(1)～(3)に掲げる要件を全て満たす必要があります。

(1) 留学中の派遣留学生の活動状況を適切に管理する体制がとられていること。

(2) 留学中の派遣留学生に対する適切な危機管理体制を有すること。

※在籍大学等は、文部科学省が定める「大学における海外留学に関する危機管理ガイドライン」を確認の上、別紙2「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。

(3) 派遣留学生の支援に係る事務手続を行う体制を有すること。

10. 応募書類の作成及び提出

応募者は、下記(1)で示した熊本県ホームページから、(2)に定める応募学生申請書類の様式をダウンロードして作成し、在籍大学等に提出してください。なお、応募されるプログラム(留学)計画は、在籍大学等により教育上有益な学修活動として認められる必要がありますので、在籍大学等の担当部署等に相談の上、作成を進めてください。

また、応募以後に転学が決定している場合であっても、応募書類の提出は応募時の在籍大学等へ行ってください。

(1) 熊本県ホームページ

URL : <https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/18/192733.html>

(2) 応募学生申請書類（紙媒体・電子媒体）

①令和6年度熊本県官民協働海外留学支援事業プログラム（留学）計画書（様式1）

②自由記述申請書及び留学先機関の受入許可書や語学資格の合格証書等、留学計画の実現性を証明できる文書等の写し

※②については、申請時に既に用意できている場合のみ添付してください。

※①②については、紙媒体に加え、電子媒体も併せて提出してください。

(3) 在籍大学等への提出期限

在籍大学等への提出期限は各在籍大学等にて設定されますので、担当部署等に直接確認してください。

※申請書類は全てA4サイズに統一して作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）は日本語で作成してください。

※1ファイル当たりデータ量を3MB以内におさえて作成してください。

※申請書類（紙媒体・電子媒体）の作成に当たっては、手引等を参照の上、作成してください。

欠落（不足）や記入漏れ等があった際には、審査の対象とならない場合があります。

11. 申請書類の提出から支援までの流れ

在籍大学等への提出期限：在籍大学等で設定された期限

熊本県への提出期限：令和6年(2024年)5月9日(木)午後5時必着

書面審査（一次審査）：令和6年(2024年)5月下旬

書面審査結果の通知：令和6年(2024年)6月上旬

※在籍大学等を通じ、応募学生宛てに通知します。

※合格者には、二次審査の日程等詳細についても併せて通知します。

面接審査（二次審査）：令和6年(2024年)6月中・下旬

審査方法：対面（熊本市内）

審査内容：計画内容のプレゼンテーション及び個人面接

採否結果の通知：令和6年(2024年)6月下旬

採用者の確定：令和6年(2024年)7月2日(火)まで

事前インターンシップ：採用確定後から海外留学開始までの間

事前研修：令和6年(2024年)7月中旬

壮行会：令和6年(2024年)7月下旬

海外留学：令和6年(2024年)8月1日(木)～
令和7年(2025年)2月15日(土)

事後インターンシップ：海外留学終了後に実施

事後研修：令和7年(2025年)3月

留学状況報告書：令和7年(2025年)3月末日

12. 留学状況報告書の提出（留学終了後）

派遣留学生は、事後研修参加後、3月末日までに「留学状況報告書」を在籍大学等に提出してください。提出様式、提出方法についての詳細は別途案内します。

13. 留学計画等の変更

採用決定後に、留学の時期や留学先機関等に変更が生じ、留学計画の内容や支給月数に影響を及ぼすことが明らかになった場合、派遣留学生は在籍大学等を通じて速やかに変更申請の手続きをとる必要があります。なお、計画変更に伴う支援額の増額は認められません。

※選考期間中に変更が生じた場合であっても、計画変更の手続きは採用決定後になります。変更後の計画内容によっては、再審査の対象となり計画変更が承認されず、採用取消しになる場合もありますので御留意ください。

14. 採用取消し又は支援の打ち切り等

以下のような場合に派遣留学生の採用を取り消し、既に支給している奨学金等の全額又は一部について返納を求めることがあります。

- (1) 本要項「4. (2) 留学計画の要件」「8. 派遣留学生の要件」を満たさなくなった場合
- (2) 留学先機関において懲戒処分を受ける等、留学の中止が適当であると認められた場合
- (3) 採択された留学計画の内容に大幅な変更があり、再審査の結果、不承認と判定された場合や、自己都合により途中で辞退する場合
- (4) 応募内容に悪質な虚偽があると認められた場合
- (5) 素行不良等が極めて顕著で、本制度による支援を受けるにふさわしくないと判断した場合

15. その他留意事項等

派遣留学生は、留学に当たって現地の安全情報に十分注意し、留学開始後も随時状況確認ができるよう、在籍大学等や留学先機関と連絡を密にするようにしてください。

留学に関する安全情報の収集手段として、外務省の「領事サービスセンター（海外安全相談班）」の情報提供サービス等を活用してください。

なお、留学先の国・地域の状況から安全な渡航・滞在が困難と判断した場合には、留学先の国・地域の変更を指示することや派遣留学生としての支援を見合わせる場合があります。

また、渡航後は、日本大使館や総領事館に在留届を提出してください（海外に3か月以上滞在する際には在留届の提出が義務付けられています。）。在留期間が3か月未満の場合についても、「たびレジ」に登録することで在留届と同様に緊急情報の提供を受けられるので登録をするようにしてください。

(たびレジ : <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/>)

[海外安全情報等照会先]

外務省領事局 領事サービスセンター (海外安全相談班)

〒100-8919 東京都千代田区霞が関 2-2-1 (外務省庁舎内)

TEL : (代表) 03-3580-3311

ウェブサイト : http://www.anzen.mofa.go.jp/about_center/index.html

派遣留学生の支援を行う在籍大学等は、別紙2「大学における海外留学に関する危機管理ガイドラインチェックリスト」に記載のある事項に関し、必要な手続き等(留学中の連絡先の登録、海外旅行保険の加入等)について対応できる体制を整備するよう努める必要があります。チェックリストに記載のある事項に関して必要な手続き等については、在籍大学等に確認の上、必ず行ってください。

その他、留学に関する情報収集の手段として、日本学生支援機構ウェブサイト等を活用できます。

[留学情報等照会先]

・独立行政法人日本学生支援機構ウェブサイト

海外留学支援サイト : <http://ryugaku.jasso.go.jp/>

・トビタテ!留学 JAPAN ウェブサイト

<https://tobitate.mext.go.jp/>

※予算が成立しなかった場合、事業を中止する可能性があります。

16. 面接審査受審上の配慮申請について

身体等に障害があり、面接審査を受審するに当たり配慮が必要となる場合は、その種類・程度に応じた配慮を行いますので、事前に在籍大学等を通じて相談してください。

17. 個人情報の取り扱いについて

本事業への応募に関して提出された個人情報は、本事業のみに利用されます。この利用目的のため適正な範囲において、大学等教育機関、在外公館、行政機関等に対し、必要に応じて共有されますが、その他の目的には利用されません。

18. 在籍大学等からの照会先 (学校担当者専用)

※応募者は、在籍大学等を通じて各手続及び質問等を行ってください。

【照会先】熊本県企画振興部企画課

(熊本地域グローバル人材育成事業実施協議会事務局)

〒862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺6丁目 18-1

メール : kikaku@pref.kumamoto.lg.jp

電話 : 096-333-2018

FAX : 096-382-4066

受付時間 : 平日 午前 8 時 30 分～午後 5 時

(正午から午後 1 時を除く)